

介護保険事業者 指定・許可申請の手引



令和8年9月

越谷市 高齢介護部 介護保険課

【 目 次 】

1. 指定の概要	P 1
2. 介護（予防）サービス事業者になるには	P 2
3. 指定（許可）の対象となる介護サービスについて	P 3
4. 法令の手続きについて	P 4
5. 主な欠格事由の概要について	P 6
6. みなし指定について	P 7
7. 介護保険事業者の指定の流れ	P 8
8. 介護給付費の請求について	P11
9. 変更届について	P12
10. 法人に関する変更届出について	P12
11. 県国保連への請求に関わる体制届出の変更について	P13
12. 事業の廃止、休止、再開について	P14
13. 指定の辞退について	P16
14. 実地指導・監査について	P17
15. 指定の更新について	P19
16. 事故報告について	P20
17. メーリングリストについて	P20

問い合わせ先

越谷市 高齢介護部 介護保険課

住所：〒343-8501

越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-963-9305

FAX：048-965-3289

【1. 指定の概要】

越谷市内において、介護保険サービス事業を行い、介護報酬を受けるには、越谷市の指定（許可）を受ける必要があります。

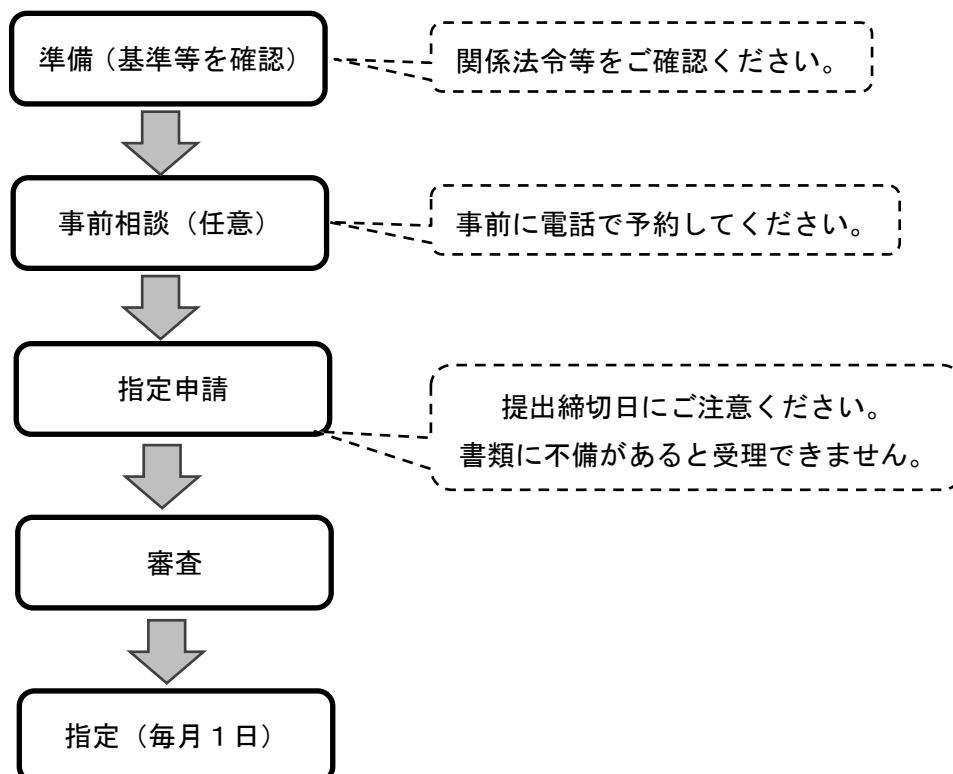
事業者の指定は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。指定申請書は事業所ごと、サービスの種類ごとに提出していただきます。同じ事業所が、複数のサービスをまとめて申請することも可能ですが、その場合でも、サービスごとに付表と添付書類を付けて申請します（※あるサービスについて介護予防サービスを併せて行う場合は、当該介護サービスと同じ申請書で構いません。）。

申請に際しては、必要書類を2部持参してください。

申請書が受理されると具体的な審査を行います。基準を満たしている場合は、指定通知書を発行します。

なお、指定通知書は原則、再発行しませんので、取扱いにはご注意ください。

《指定までの流れ》



【2. 介護（予防）サービス事業者になるには】

（１）指定（許可）について

介護保険でサービス提供主体となるには、

- ① 法人格（※）を持ち、
- ② 越谷市基準条例に定める「人員、設備及び運営に関する基準」を満たして、
- ③ 越谷市から介護サービス事業者として指定を受けなければなりません。

※ただし、現在、個人による経営が認められている病院、診療所により行われる（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び薬局により行われる居宅療養管理指導については不要です。（みなし指定）

（２）法令遵守

（１）の「人員、設備及び運営に関する基準」は、介護保険法に基づくもので、要介護者等の心身の状況等に応じて、適切なサービスを提供するために必要な最低基準を定めたものです。従って、事業者においては、自ら法令通知等を参照し、質の高い介護サービスを提供することが求められます。基準を満たさない場合、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後に基準を下回った場合には、指導の対象となり、指定を取り消されることもあります。

指定基準には、次の要件等が定められています。

- ① 基本方針
- ② 人員基準（従業者の知識・技能・人員に関する基準）
- ③ 設備基準（事業所に必要な設備についての基準）
- ④ 運営基準（保険給付の対象となる介護サービスの事業を実施する上で求められている運営上の基準）

【3. 指定（許可）の対象となる介護サービスについて】

越谷市内の下記の介護保険サービス事業者について、越谷市が指定（許可）をします。

（※）のサービス（認知症対応型通所介護・サテライト型小規模多機能型居宅介護・地域密着型通所介護・共生型地域密着型通所介護・夜間対応型訪問介護を除く。）は、介護保険事業計画の達成の観点から総量規制等を行っています。指定にあたっては、あらかじめ公募を行いますので、実施する場合は越谷市ホームページにてお知らせします。

越谷市が指定（許可）するサービス一覧	
《居宅サービス》	《地域密着型サービス（※）》
・訪問介護 ・共生型訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・共生型通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・共生型短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護（※2） ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・複合型サービス （看護小規模多機能型居宅介護） ・地域密着型通所介護 ・共生型地域密着型通所介護
《居宅介護支援》	《介護予防支援》
・居宅介護支援	・介護予防支援 （地域包括支援センター又は居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者として指定を受け実施する）
《施設サービス（※）》	
・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設（許可） ・介護医療院（許可）	
《介護予防サービス》	《地域密着型介護予防サービス（※）》
・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護（※2） ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売	・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
	《介護予防・日常生活支援総合事業》
	・訪問型サービス ・通所型サービス （サービスA・B・Cを除く）

【4. 法令の手続きについて】

(1) 介護保険法について

① 基本法令等

- ・ 介護保険法
- ・ 介護保険法施行令
- ・ 介護保険法施行規則

② 人員、設備及び運営等に関する基準

越谷市が定める基準条例（越谷市独自項目含む）は、下記を確認してください。

- ・ [越谷市例規集](#)

厚生労働省令で定める基準は、下記のホームページ等で確認してください。

- ・ [厚生労働省法令等データベースサービス](#)

サービス種類	基準条例
（共生型）居宅サービス	越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 63 号）
介護予防サービス	越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 64 号）
地域密着型サービス	越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 25 日条例第 29 号）
地域密着型介護予防サービス	越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 25 日条例第 30 号）
居宅介護支援	越谷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 70 号）
介護予防支援	越谷市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 71 号）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	・ 越谷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 65 号） ・ 越谷市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 66 号）
介護老人保健施設	越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 22 日条例第 67 号）
介護医療院	越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 20 日条例第 14 号）

（２）他法令の手続きについて

介護保険の指定事業者となるためには、介護保険法の指定基準を満たしていることのほか、指定申請の前に事前に調整を行っておくことが望ましいものや、所管する行政機関の許可・認可等を受けなければならないものもあります。それぞれの所管する行政機関にご確認ください。

それぞれの手続きが終了していないと、介護保険法の指定を受けられない場合や指定を受けても営業できない場合があります。

例１：福祉関連法令の適用を受けるもの

老人福祉法（有料老人ホーム等）、生活保護法等

例２：他法規制の可能性のあるもの

都市計画法、農地法、建築基準法、消防法、
文化財保護法、食品衛生法等

例３：事前に調整しておく必要のあるもの

隣接地権者、自治会、民生委員等

例４：事業者として当然に守るべき法規制など

就業規則等の労働基準監督署への届出、税務署への届出、
雇用保険の届出、法人の定款変更等の手続等

【５．主な欠格事由の概要について】

指定の欠格事由として、申請者、開設者、法人役員、管理者等が次のような事由に該当する場合は、指定できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ② 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ③ 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ④ 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき
- ⑤ 指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき
- ⑥ 指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日等までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき
- ⑦ 指定の申請前五年以内に介護保険サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき

【6. みなし指定について】

(1) みなし指定される介護保険サービスについて

介護保険サービス事業を行うには、事業者からの申請に基づき指定を受けることが必要ですが、介護保険法の指定申請を行わない場合でも、法令により指定されたとみなすことができる場合があります。

「みなし指定」の適用を受ける事業については、指定申請の必要がありません。反対に、指定を希望しない場合には、指定を辞退する事業について、「指定を不要とする旨の申出書」（別段の申出書）を提出することになります。

また、介護報酬に各種加算を算定する場合、あらかじめ、「介護報酬に係る体制等状況一覧表」を提出してください。

対象施設	みなし指定の要件	みなし指定される介護保険サービスの種類
介護老人保健施設	介護保険法による許可を受けている	・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション
介護医療院	介護保険法による許可を受けている	・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション
保険医療機関（歯科を除く）	健康保険法による指定を受けている	・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）通所リハビリテーション
保険医療機関（歯科）・保険薬局	健康保険法による指定を受けている	・（介護予防）居宅療養管理指導

なお、平成21年3月13日付け老振発第0313002号・老老発第0313002号厚生労働省老健局振興課長・老人保険課長通知では、「通所リハビリテーションの指定があったものとみなされる病院等については、通所リハビリテーションが実施される病院等の環境にかんがみ、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数票の脳血管疾患等リハビリテーション料又は運動器リハビリテーション料に係る施設基準に適合しているものとして届出をしていることを想定している。」としています。

(2) みなし指定のサービスを行う際の事業者番号について

社会保険事務局から通知される「医療機関コード」（7桁）の頭に下記の数字を付けた番号が介護保険の事業者番号となります。

保険医療機関（歯科以外）→111
例：医療機関コード 1234567→介護保険事業者番号 1111234567
保険医療機関（歯科）→113
例：医療機関コード 9876543→介護保険事業者番号 1139876543
保険薬局→114
例：医療機関コード 7654321→介護保険事業者番号 1147654321

【7. 介護保険事業者の指定の流れ】

《概要》

日程	指定の流れ	備考
	準備 事前相談（任意）	・法令等で基準を確認してください。 ・図面および申請書類に関する相談も受け付けております。 ・事前相談は、必ず事前に電話で予約してください。
指定日の2ヶ月前の月20日 （締切日が閉庁日の場合は翌開庁日）	指定申請 締切	・申請書及び添付書類をすべてご持参ください（申請書類に不備があると受理できませんのでご注意ください）。 ・提出の際、管理者・サービス提供責任者の方は来庁してください（運転免許証等の身分を証明できるものをご持参ください）。 （例：5月1日指定 ⇒ 3月20日申請締切）
	審査	・審査は事業所ごと、サービスごとに行います。 ・基準に適合しているか否か、現場確認を行う場合もあります。 ※書類の内容など事案によっては、予定している月の指定とならない場合があります。修正や追加書類の提出が遅れ、審査に支障をきたす場合には、指定できませんのでご注意ください。
指定日の約1週間前	指定通知書 交付	・指定通知書を交付します。
毎月1日	指定	

（1）準備

指定の要件（基準）を確認してください。指定事業者になるためには、「越谷市基準条例（越谷市独自項目を含む）」に定める「人員、設備及び運営等に関する基準」を満たさなければなりません。

※一般の書籍でも詳しい解説本もありますので、参考にしてください。

（2）事前相談（任意）

事前相談を希望される場合は、必ず、事前に電話で予約をしてください。

指定申請の事前相談は、介護保険課で行いますが、都市計画法、建築基準法、消防法等、他法令の協議が必要な場合は、各担当部署、関係機関で行ってください。

(3) 指定申請

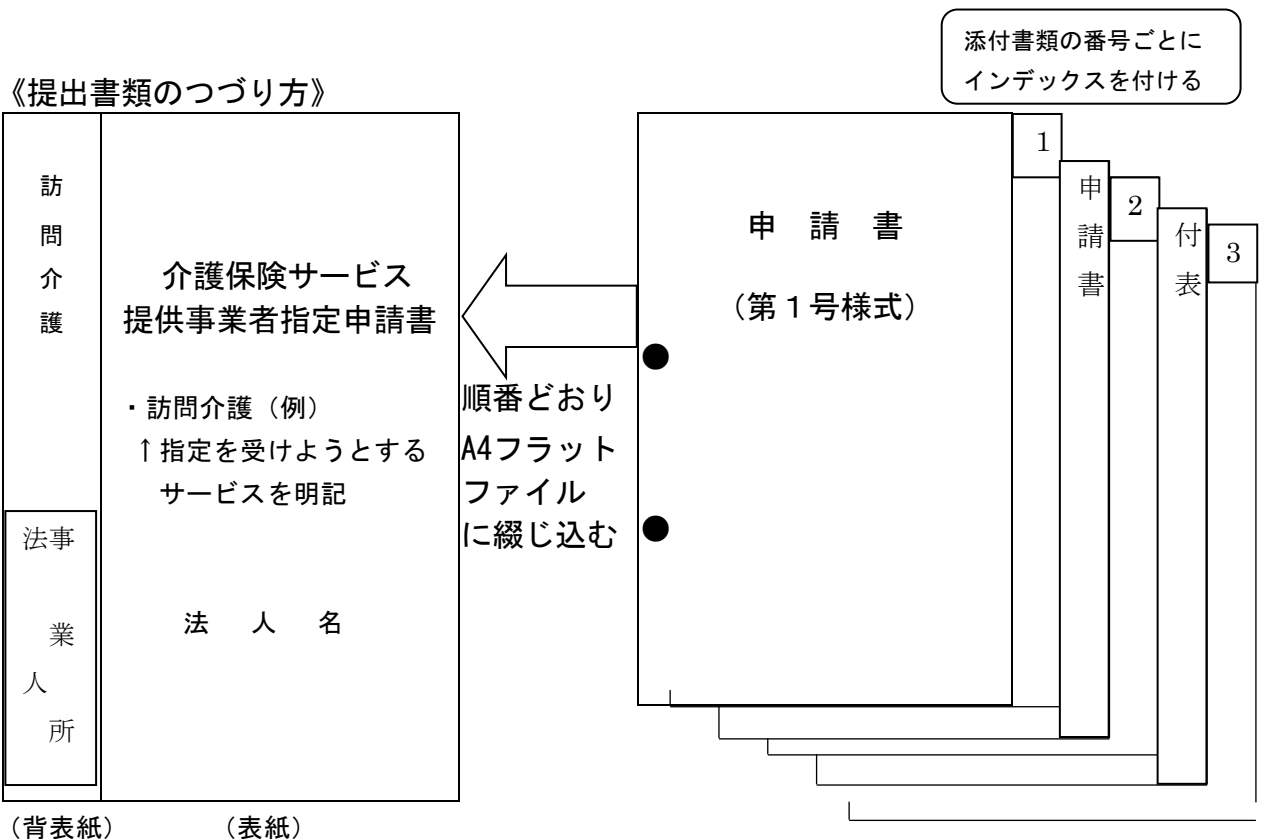
① 指定申請書類の作成について

- ・申請書類は、サービスごとに、同一の物を2部（正本、副本）作成します。
- ・それぞれ2穴式 A4 版のフラットファイル（色は問いません）に綴じ込み、表紙には下のようにタイトルを付け、下の図のように該当文書前にチェックリスト項目記載の用紙を挿入しインデックスを正面から見えるよう必ず付けてください。
- ・申請書等の様式は、越谷市のホームページに掲載しています。各サービスごとに添付書類等が異なりますので、必ずホームページで確認してください。

（越谷市トップページ⇒暮らし・市政⇒福祉・保健医療⇒介護保険

⇒介護保険事業者指定・届出関係⇒指定関係（申請・更新・変更等）

⇒新規申請・更新・変更⇒指定申請）



《作成上の留意点：複数のサービスを申請する場合の、各サービス共通の書類について》

□申請する「事業目的」が記載された登記簿謄本（現在事項証明書又は履歴事項全部証明書。3ヶ月以内に発行のもの。）は、一つのサービスに原本を添付、他のサービスには写しに原本証明をつけて添付してください。

□事業所の平面図及び利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要については、サービスごとに作成したものを添付してください。

② 申請書類の提出について

- ・ 指定日は、原則毎月 1 日となります。
- ・ 提出先は、越谷市役所 介護保険課です。
- ・ 提出部数は 2 部とし、正本を受理した段階で、受領印を押し、1 部（副本）を控えとしてお戻しします。
- ・ 申請書の提出締切日は、**指定日の 2 ヶ月前の月 20 日**です（締切日が閉庁日の場合は翌開庁日となります。）。

（例：5 月 1 日指定⇒締切日 3 月 20 日）

- ・ 提出の際は、申請書及び添付書類をすべてご持参ください。

☐ 申請書の記載事項に不備がないこと。

☐ 申請書に必要な書類が添付されていること。

- ・ 申請締切日までに申請書類がすべて整ったものは、受理します。

なお、**工事中・備品等が未納入の場合は申請書の受理はできません。**

※申請書は、必ずしも 1 回で受理できるとは限りません。修正や追加が生じ、再提出が必要な場合があります。事業開始から余裕をもって申請してください。

（３）管理者の本人確認

管理者の本人確認を行います（勤務する意思のない者、名義貸しであった者など申請内容等と一致しない場合には、厳しく対応させていただきます。）。

① 対象 ・ 管理者（全サービス）

- ・ サービス提供責任者（訪問介護、介護予防訪問介護）

② 方法 原則として、手続き時等の来庁により確認します。

（運転免許証等の身分を証明できるものを持参してください。）

（４）審査

審査は、事業所ごと、サービスの種類ごとに行います。

※一部サービスについては、設備基準に適合しているか否かを現地調査にて確認します。

（５）指定（許可）

指定（許可）は、原則毎月 1 日となります。

申請書類の提出締切日までに受理した書類について審査し、審査が終了したものを指定します。

例：3 月 20 日までに受理⇒5 月 1 日指定

(6) 指定通知書

指定を行ったときは、指定通知書をお渡しします。

指定通知書は、再発行しませんので、大切に保存してください。

(7) 事業所番号（１０桁）

指定等を受けた事業所又は施設には、介護給付費請求のために当該事業所等を識別するための番号（介護保険事業所番号）が設定されます。

介護保険事業所番号の設定方法は、厚生労働省老健局が示す介護保険事務処理システムに関する仕様書のうち「事業所番号の考え方について」に準拠するものとします。

(8) 公示

指定事業者、事業所名、所在地、サービスの種類等が越谷市役所前の掲示板に掲示されます。

【8. 介護給付費の請求について】

介護給付費の請求は、市町村からその審査・支払に関する事務の委託を受けた埼玉県国民健康保険団体連合会（県国保連）に対して行うことになります。指定後、県国保連との手続きが必要となります。

埼玉県国民健康保健団体連合会

〒338-0002

さいたま市中央区大字下落合1704番 国保会館

TEL 048-824-2537

県国保連からの介護報酬の支払いは、サービス提供月の翌々月の月末になります。

また、請求エラーなどで支払いができない場合もありますので、事業開始時には、余裕をもった運転資金を確保しておく必要があります。

【 9. 変更届について】

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を 10 日以内に所定の「変更届出書」にて、越谷市に届出を行う必要があります（ただし、登記事項の変更を伴うものは、登記完了後の届出で差し支えありません。）。

また、変更届出受理通知は行っておりません。

このため、希望する場合においては、窓口において、2 部提出し、副本に受付印を押印したものを返却します。ただし、この押印は、単に受付をした日付を示したものであり、内容が適正であることを確認したものではない点、十分留意してください。

※サービスごとの変更届出が必要な事項、添付書類等は、越谷市ホームページを参照してください。

（越谷市トップページ⇒暮らし・市政⇒福祉・保健医療⇒介護保険
⇒介護保険事業者指定・届出関係⇒指定関係（申請・更新・変更等）
⇒新規申請・更新・変更⇒変更・廃止・休止・再開届）

【 10. 法人に関する変更の届出について】

法人に関する情報（法人名称、法人所在地、）の変更については、本来は事業所ごとに変更届を作成するものですが、越谷市においては下記のとおり書類の一部を省略することができます。

（1）書類の一部を省略できる変更内容

法人の名称変更、法人の所在地変更、法人の代表者変更、法人の電話番号、FAX 番号変更

（2）手続きの方法（複数のサービスの変更を行う場合）

変更届出書	1 枚のみ
添付書類	変更事由に応じ 1 部提出 ・履歴事項全部証明書 ・誓約書（サービスにより異なる） ※法人名称変更の場合は、さらに全事業所の変更後の運営規程が必要になります。
その他	越谷市内で運営する全事業所のリスト（別紙一覧）を貼付 ※リストには事業所番号を記載してください。

【 1 1 . 県国保連への請求に関わる体制届出の変更について】

新規指定申請時に提出した、介護給付費算定に係る体制等に関する届出が変更になる場合には、「介護給付費算定に係る届出書」、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」及び必要な添付書類を提出してください。

訪問、通所、福祉用具貸与、居宅介護支援、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、 認知症対応型通所介護、 小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	毎月１５日までに届け出た場合は 翌月から算定
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定
短期入所、特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医 療院	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から)

※体制の変更を行わないと、県国保連での支払いの審査でエラーになり、介護報酬の支払いが行われない場合がありますので、ご注意ください。

※届出書、添付書類等は、越谷市ホームページを参照ください。

(越谷市トップページ⇒暮らし・市政⇒福祉・保健医療⇒介護保険

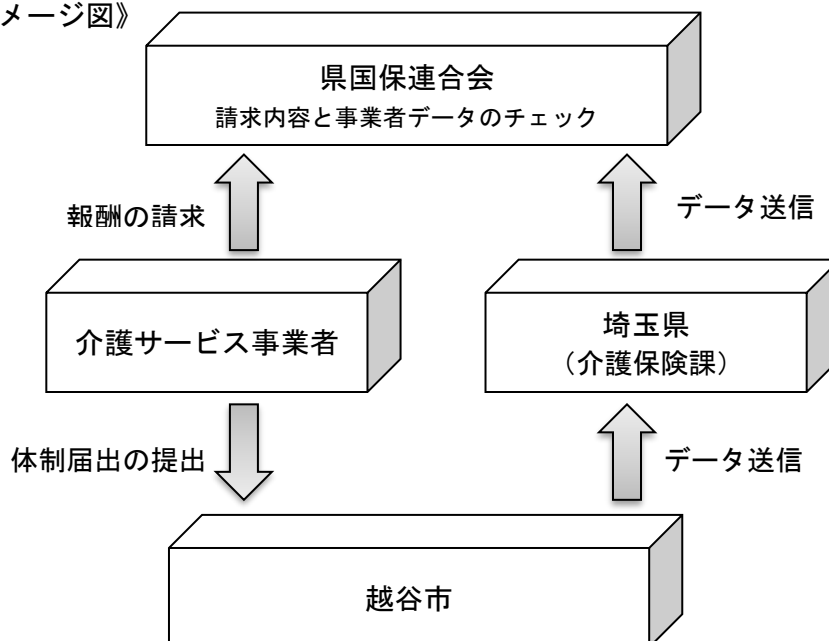
⇒介護保険事業者指定・届出関係⇒指定関係(申請・更新・変更等)

⇒介護給付費算定に係る届出⇒介護給付被算定に係る届出)

例：人員基準欠如の場合

⇒介護報酬を減額して請求するとともに、体制の変更手続も必要です。

《イメージ図》



【12. 事業の廃止、休止、再開について】

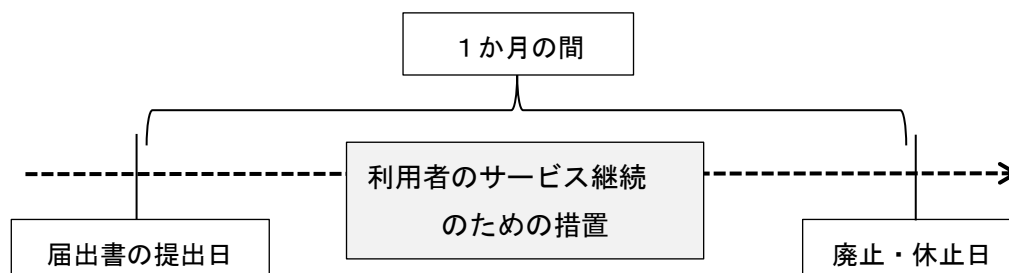
(1) 届出書及び添付書類

事業の廃止又は休止が生じた場合は、廃止日及び休止日の1か月前までに、事業を再開する場合は、事業の再開後10日以内に「**廃止・休止・再開届出書**」を提出してください。

届出内容	提出期日	添付書類
廃止	廃止日の1か月前	指定通知書の原本
休止	休止日の1か月前	
再開	事業再開後10日以内	従事者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類等

また、事業の廃止又は休止の届出をしたときは、利用者保護を最優先とし、適切な引継等の手続きをしてください。

具体的には、必要なサービスが継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜上の提供（他事業所の紹介、介護支援専門員との連絡調整等）を行ってください。

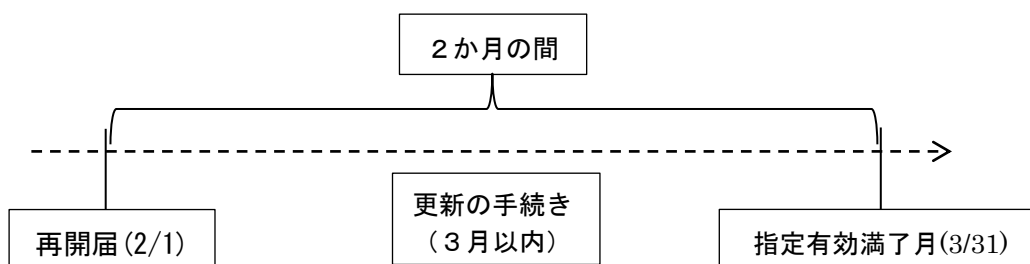


(2) 休止時における指定更新の取扱い

指定の更新を受けるためには、指定基準等を遵守して適切なサービス提供を行えることが必要です。このため、休止中の事業所においては、この指定の更新を受けるために、まず、指定基準等を満たした上で、事業の再開の手続きを行う必要があります。

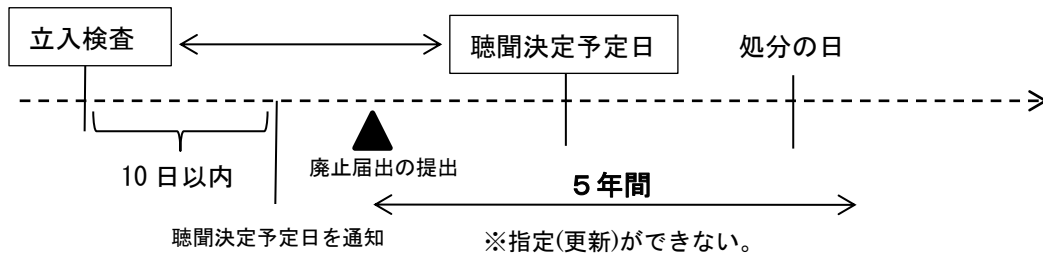
指定の更新を受ける必要がある場合は、指定の有効期間満了月の1か月前以内に、再開届を提出してください。再開届がない場合、有効期間満了により、指定の効力が失われます。

《例》



(3) 立入検査中の廃止届出の取扱い

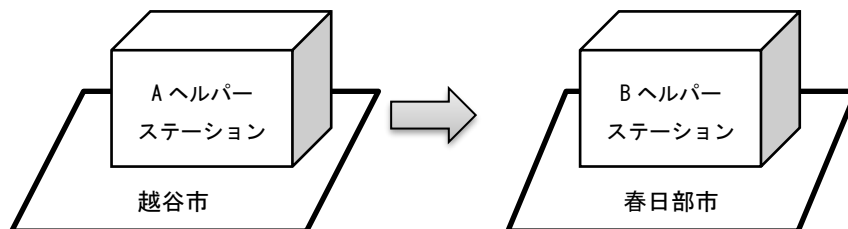
立入検査の日から10日以内に、指定権者が聴聞するかしないか決定する日(聴聞決定予定日)を事業者へ通知した場合、立入検査の日から聴聞決定予定日までの間に事業者が廃止届を提出した者について、相当の理由がある場合を除き、指定・更新の欠格事項となっています。



(4) 越谷市以外への所在地の変更について

越谷市内で運営している事業所の所在地を越谷市以外の所在地へ変更する場合には、廃止届を提出してください。その所在地を所管する行政庁において指定申請を行うことになります。

例：春日部市の物件へ引越した場合



《例：申請窓口》

地域密着型（介護予防）サービスの場合⇒春日部市

上記以外のサービスの場合 ⇒ 県（東部中央福祉事務所）

【13. 指定の辞退について】

(1) 介護老人福祉施設

指定を辞退する場合は、指定を辞退する日の1ヶ月前までに、所定の「指定辞退届出書」により届出をしてください。

(2) みなし指定の辞退

健康保険法に基づく保健医療機関及び保険薬局については、介護保険法の規定による「別段の申し出（※）」や健康保険法の指定取消処分を受けていない場合を除き、下記の介護サービスに関し、介護保険の指定事業者とみなされます。

介護保険で、その介護サービスを行う意思がない場合は、所定の「指定不要申出書」により届出を行ってください。

みなし指定される施設	みなし指定される介護保険サービスの種類
介護老人保健施設	・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション
介護医療院	・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション
保険医療機関（歯科を除く）	・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・（介護予防）通所リハビリテーション
保険医療機関（歯科）・ 保険薬局	・（介護予防）居宅療養管理指導

（注1）上記届出の提出後、再度介護サービスの指定を受ける場合には、改めて申請が必要となります。

（注2）事業を開始し、既に介護報酬の請求行っているにもかかわらず、誤って指定不要と申し出てしまったために、指定当初さかのぼって介護報酬が支払われなくなるケースが発生しています。この場合には、廃止届を提出してください。

※「別段の申し出」とは、下記の事項を記載したものです。

- ① 病院等の名称、住所、開設者、管理者の氏名及び住所
- ② 当該申出に係る居宅サービスの種類
- ③ 当該申出に係る居宅サービスの指定を不要とする旨

【14. 実地指導・監査について】

（１）実地指導（介護保険法第23条）について

① 運営指導

所管行政庁は、高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解、防止のための取組みの促進について指導を行うとともに、個別ケアを推進するため個々の利用者について個別のケアプランに基づいたサービス提供の一連のプロセスについてヒアリングを行い、生活支援のためのアセスメントとケアプラン等が適切に行えるよう指導します。

② 報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づき体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導します。

また、適正な介護サービスに基づく対価として適正な請求がなされているか、書類等の記録を確認します。事業者側で立証できない場合には全額返還していただくこともありますので、注意してください。

著しい運営基準違反や、不正な請求と認められる場合には、監査へ移行します。

（２）監査（介護保険法第76条等）について

通報・苦情・相談等に基づく情報や、保険者が行う介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行います。

（３）行政上の措置について

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険法第5章に基づく「勧告、命令等」「指定の取消し等」「業務運営の勧告、命令等」「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行います。

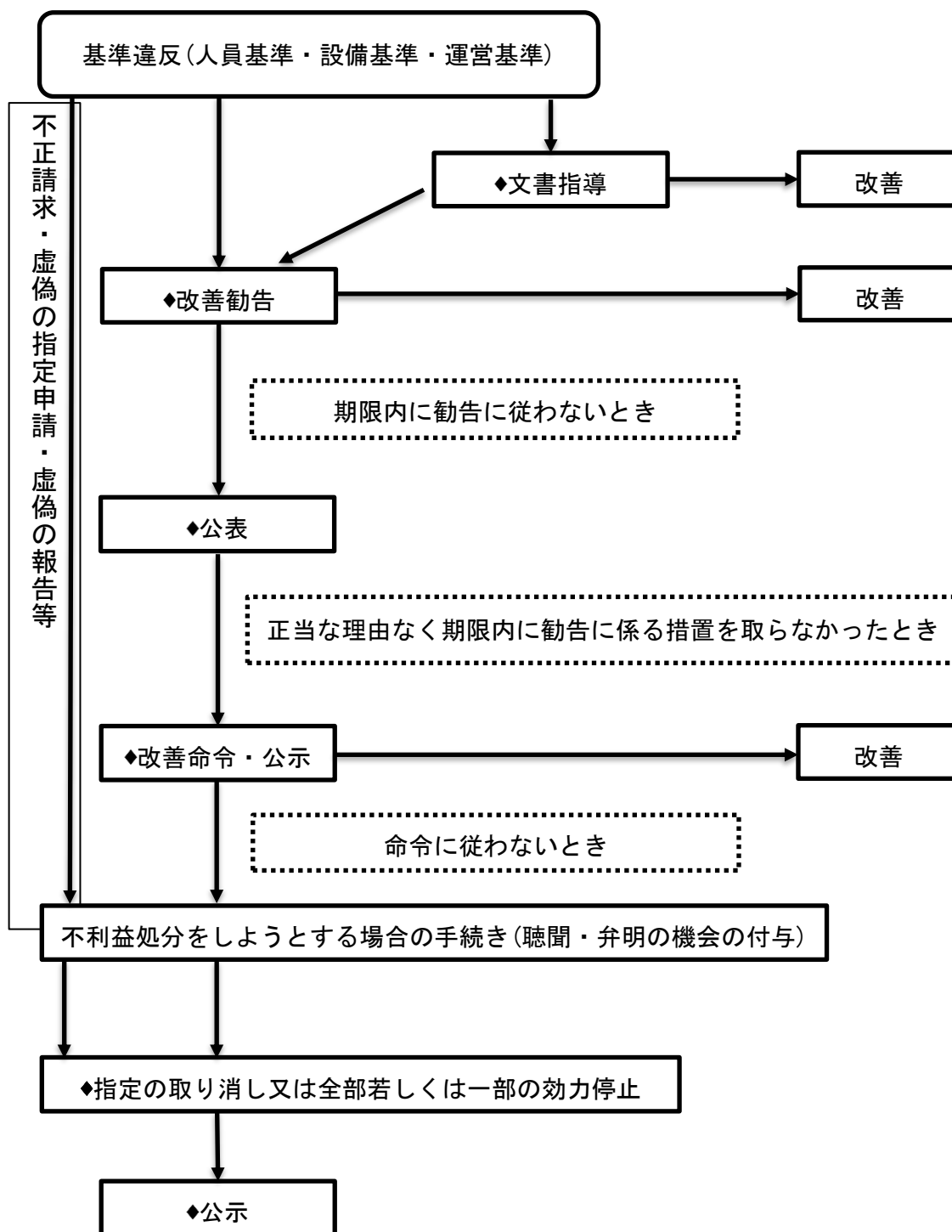
（４）経済上の措置について

命令により指定の取消等を行った場合に、介護保険法第22条第3項により返還額に100分の40を乗じて得た額を支払う場合があります。

(※) 行政上の措置

基準を満たさない場合は、指定を受けられないのはもちろん、運営開始後、基準を下回った場合には、所管する行政庁の指導の対象となりますが、改善されない場合には、業務の改善勧告や改善命令を受けたり、指定を取り消されたりすることがあります。

<行政処分等の事務的な流れについて>



【15. 指定の更新について】

平成18年4月1日の介護保険法の改正により新たに介護サービス事業所・施設の指定（許可）更新の制度が設けられました（当初の指定（許可）から6年ごと（同法の規定による経過措置あり））。

このことにより、指定（許可）の有効期限満了日の経過後も事業所・施設の運営を継続する場合には、介護保険法の規定に基づく指定の更新を受ける必要があります、当該更新を受けない場合は、事業所・施設の指定（許可）の効力を失うこととなり、当該満了日の経過をもって事業所・施設の継続をすることができなくなります。

（1）指定更新手続きについて

指定（許可）の有効期間の満了日を迎える事業所・施設について、案内の通知を郵送します。事業所・施設においては、有効期間満了日を把握の上自主的なお手続きをお願いします。

※当通知は手続きの案内であり、通知がなければ更新の申請ができないというものではありません。

指定更新申請書 提出締切日	有効期間満了日	更新年月日
有効期間満了日の 1か月前の月末日※		
例 7月31日	8月31日	9月1日

※有効期間満了日が月末日でない場合は、1か月前の同日を締切日とします。

（2）指定更新にあわせての変更届の取扱いについて

更新を受ける際に、提出を要する変更届の提出がなされていない場合は、変更届の書類が確認できるまで更新ができませんのでご注意ください。

（3）休止中の事業所・施設の取扱いについて（再掲）

休止中のままの事業所・施設については、指定更新を受けることはできず、当該満了日の経過により指定の効力を失うこととなりますので、ご注意ください。

必要な手続きについては、手引きのP14の【12. 事業の廃止、休止、再開について】（2）休止時における指定更新の取扱いをご参照ください。

【16. 事故報告について】

越谷市の「老人福祉施設等危機管理マニュアル」に則り、報告の対象範囲を

- ① 利用者や職員等の生命、身体、財産に被害が生じた事件、事故。利用者に対する虐待。利用者の行方不明
 - ② 感染症又は食中毒による利用者や職員等の健康被害
 - ③ 地震、台風等の自然災害により人的被害又は施設に物的被害が生じたもの
 - ④ 犯罪行為等により利用者又は施設に被害、損害が生じたもの
- としています。

報告はすみやかに電子申請にてお願いします。

詳細は下記に記載の越谷市ホームページにてご確認ください。

【越谷市ホームページ】

タイトル：老人福祉施設等危機管理マニュアル(事故報告等)について

ページ番号：8262

【17. メーリングリストについて】

越谷市では介護保険サービス等を提供する事業所向けに補助金に関する通知、厚生労働省からの周知事項等の情報を配信しています。ホームページの更新情報も配信しますので、できるだけ登録ください。

詳細は下記に記載の越谷市ホームページにてご確認ください。

【越谷市ホームページ】

タイトル：介護保険サービス等事業所向けメーリングリスト

ページ番号：8261